

令和5年度採用

石狩市職員採用資格試験案内

＜社会人経験者＞

社会人経験者（一般行政・一般土木・一般建築）

受付期間	令和4年 8月 2日（火）から 令和4年 8月22日（月）まで
試験方式	1次試験：エントリーシート審査 2次試験：SPI3 3次試験：論文試験、個別面接試験
試験日	2次試験：令和4年9月 5日（月）から 令和4年9月26日（月）まで のうち、受験者が選択した日 3次試験：令和4年10月23日（日） （予定）
備考	新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程等について変更となる場合があります。

石 狩 市

<受験者の皆様へ>

石狩市では、職員採用資格試験実施にあたり、次のような方の応募を歓迎しています。

- ① 職務に活用できると思われる資格をお持ちの方、スポーツでの活躍、英語、ロシア語等外国語に堪能な方、手話ができる方
- ② 職員自らが地域協働の担い手として活動するために、市内に居住する方
- ③ 石狩市のまちづくりを担う意欲・情熱のある方
- ④ 民間企業等で培った市の職員にはない経験を持つ方

1 試験区分・職務内容・採用予定者数・採用予定日

試験区分		職務内容	採用予定者数
社会人経験者	一般行政	総務、税務、福祉、教育、水道などの一般行政事務に従事します。	若干名
	一般土木	主に道路・上下水道等の設計・積算・現場監督及び維持管理のほか、都市計画などの土木行政事務に従事します。	若干名
	一般建築	主に建築物の設計・積算、現場管理のほか、都市計画、耐震関係、施設等の維持・管理などの建築行政業務に従事します	若干名
採用予定日		令和5年4月1日付	

※ 採用予定数については、今後の計画等により変更する場合があります。

※ 採用は令和5年4月1日以降となりますが、欠員が生じた場合などは令和4年度中に採用する場合があります。

2 受験資格

試験区分	資格	
社会人経験者	一般行政	<p>○下記要件をすべて満たす方</p> <p>【共通】</p> <p>(1) 昭和47年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ、学校教育法による高等学校を卒業した方</p> <p>(2) 平成27年8月1日から令和4年7月末日までの期間において、<u>民間企業等における職務経験年数*</u>を3年以上有する方</p> <p>【一般土木・一般建築】</p> <p>上記(2)の3年以上の職務経験年数のうち土木・建築に関係があると認められる職務経験を2年以上有する方</p> <p>※1 「民間企業等における経験年数」には、会社員、国家公務員、地方公務員、団体職員、自営業者(アルバイト、契約社員含む)として1週間につき28時間以上の勤務を6か月以上継続した期間(見込みは含みません。)を算入し、当該期間が複数ある場合は、通算する。ただし、同一期間に複数の職務に従事した場合は、いずれか1つの職歴に限ります。</p> <p>※2 連続1か月以上の休職、休業期間がある場合には、職務経験年数の期間から除算します。ただし、産前・産後休暇期間および育児休業期間は通算可能です。</p> <p>※3 最終合格後、職務経験年数確認のため在职証明書を提出していただきます。職務経験年数が確認できない場合には合格を取り消します。</p>
	一般土木	
	一般建築	

○ 共通の受験資格として、採用後に石狩市内に居住可能な方とします。

○ 国籍は問いません。ただし、日本国籍以外の方は、採用後配置される職務等に一部制限があります。

○ 下記のいずれかに該当する者は受験できません(地方公務員法第16条)。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 石狩市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時及び試験内容

(1) 1次試験 エントリーシート審査

- 合格発表 1次試験の結果は、9月5日(月)までに次の3つの方法により発表します。
- ① 市役所正面玄関横の掲示場に合格者の受験番号を掲示します。
 - ② 市のホームページに合格者の受験番号を示します。
 - ③ 採用管理システムのマイページでお知らせします。

(2) 2次試験 SPI3

日 時	令和4年9月5日(月)から9月26日(月)までの間のうち、受験者が選択し予約した日時
会 場	全国に開設されたテストセンターのうち、受験者が選択し予約した会場 ※テストセンターの詳細については、下記ホームページで確認をしてください。 (URL : https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/)

○ 試験内容

SPI3	①性格検査 ※最終試験の参考資料とするために実施します。 ※テストセンターでの基礎能力検査を受験する前に、自宅等のパソコンまたはスマートフォンで受験してください。
	②基礎能力検査
	※ 試験問題の内容に関する問合せには一切お答えできません。
試験当日の持ち物	①顔写真付き身分証明書(運転免許証、パスポートなど) ②受験票(SPI3会場予約時にWEB上で発行されます。) ※受験票を印刷できない方は、A4白紙に受験票の内容をメモして持参してください。
テストセンターに関する問合せ (新型コロナウイルス感染症の影響により営業時間が変更となる場合があります。)	テストセンターヘルプデスク TEL : 0570-081818 受付時間 9:00~18:00(土日含む毎日) ※身分証明書関係についてもこちらへお問合せください。 ※試験問題の内容に関するお問合せには一切お答えできません。

○ 合格発表 2次試験の結果は、10月中旬までに次の3つの方法により発表します。

- ① 市役所正面玄関横の掲示場に合格者の受験番号を掲示します。
- ② 市のホームページに合格者の受験番号を示します。
- ③ 採用管理システムのマイページでお知らせします。

(3) 3次試験

試験日	令和4年10月23日(日)(予定)	
会場等	2次試験合格者に採用管理システムのマイページでお知らせします。	
試験内容	論文試験	思考力、文章構成力、表現力などについて評価します。
	個別面接試験	申込内容等を参考に人物評価を行います。

4 受験申込み手続き及び受付期間

申込方法	インターネット申込み ※申込はすべてインターネットでの受付となります。
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン又はスマートフォン ※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。 ※使用可能なパソコン及びスマートフォンを所有していない人は、学校、インターネットカフェ等のパソコン等を利用してください。 ・「city.ishikari.lg.jp」「city.ishikari.hokkaido.jp」「cbt-s.com」「bsmrt.biz」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定 ※スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください。 ※電子メールの設定不備や通信障害等については、本市では一切の責任を負いませんのでご注意ください。 ・PDF ファイルを読むためのソフト ・顔写真のデータ ※3ヶ月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるものが必要です。 ※登録可能なデータ形式は「.jpg」「.jpeg」です。 ※登録可能なデータサイズは最大3MBです。
申込手順	<ol style="list-style-type: none"> ①市のホームページから申込専用サイトへ接続しメールアドレス等を事前登録 ②事前登録完了のメールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスしマイページ内で受験者情報等を本登録 ※個人IDとパスワードは、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。 ③本登録完了メールを受信し受験申込完了 ※本登録後に24時間を経過しても完了メールが届かない場合は、職員課職員担当にお問い合わせください。 ※詳細な申込み方法については別紙「インターネット申込案内」をご覧ください。
受付期間	<p>令和4年8月2日(火) 午前10時～22日(月) 午後11時59分</p> <p>※申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより申込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。</p> <p>※受付期間中は、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子を使用するなど、試験等に際し要望のある方は、申込みサイト上の「試験等の要望事項」に記載して下さい。 ・資格、特技、スポーツ等実績のある方は、申込みサイト上の所定の欄に記入して下さい。 ・申込内容に不備があった場合、受付を拒否する場合がありますので、入力には慎重に行ってください。
問合せ先	<p>〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2</p> <p>石狩市総務部職員課職員担当 午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝日除く。)</p> <p>電話 0133-72-3151 E-mail gyosei@city.ishikari.hokkaido.jp</p>

5 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登録されます。この名簿は、原則として、令和5年4月1日以降の採用に対するもので、名簿の確定した日(最終合格者発表日)から1年間有効です。ただし、欠員が生じた場合などは令和4年度中に採用する場合があります。
- (2) 採用にあたり、市が指定する医療機関において健康診断を受診していただきます。
- (3) 日本国籍を有しない職員は、「公権力の行使または公の意思形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という原則に基づき、市政の企画立案決定等に関与する課長職以上の職、及び人事・財政等の市の基本政策の決定に携わる主査(係長)職に就任することはできません。
- (4) 最終合格後、必要書類を提出していただきます。応募書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

- (5) 地方公務員法第22条の規定により、採用後原則6か月間は条件付きのものとし、その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

6 昨年の試験結果

区 分	募集人員	受験者数 (A)	最終採用者数 (B)	倍率 (A) / (B)
社会人経験 (一般行政)	若干名	186名	1名	186.0倍
社会人経験 (一般建築)	若干名	9名	0名	— 倍
社会人経験 (一般土木)	若干名	20名	1名	20.0倍

7 試験結果の開示について

採用試験の結果については、2次試験の不合格者に限り開示を請求することができます。

開示請求ができる方	2次試験不合格者
開示請求期間	2次試験合格発表後2週間
開示内容	2次試験の基礎能力検査の得点及び順位
開示請求の方法	採用管理システムに表示します。

8 給与の概要

令和4年4月1日現在の給与は次のとおりです。なお、令和5年度は変更となる場合があります。

初 任 給	<具体例>	年齢	最終学歴	職務経験年数	初任給月額
	例1)	30歳	高卒	10年	216,200円
	例2)	40歳	大卒	18年	302,200円
	例3)	45歳	高卒	27年	324,800円
	※ 初任給は従事していた職務内容を勘案のうえ、決定されます、職務内容によっては上記具体例を下回ります。				
諸 手 当	扶養手当、住居手当、通勤手当などがそれぞれの支給要件に応じて毎月支給されるほか、期末・勤勉手当 (6月・12月)、寒冷地手当 (11月～3月) が支給されます。				

9 その他

- (1) 採用資格試験に伴う旅費等は、一切支給しません。
- (2) この試験に関して提出された書類は、一切返却しません。
- (3) 受験に際して石狩市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (4) 台風等の自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により試験日程等を変更する場合は、事前に採用管理システムのマイページでお知らせします。
- (5) 新型コロナウイルス等への感染予防対策について
 - ・試験当日は、感染予防のためマスク着用をお願いします。
 - ・携帯用の手指消毒用アルコールをお持ちの方は持参しても差支えありません。
 - ・次の方は、他の受験者への感染のおそれがあるため受験を控えてください。なお、これを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません。
 - ①新型コロナウイルス感染症など (学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症) に罹患し治療していない方
 - ②保健所から「濃厚接触者」として指定を受け、自宅待機を要請されている方
 - ③試験当日までに発熱や咳などの風邪症状が続いている方